

新						旧					
第1～第4（略）						第1～第4（略）					
第5 遵守事項 （略）						第5 遵守事項 （略）					
1～4（略）						1～4（略）					
別表1（新築住宅に係る表示すべき事項等）						別表1（新築住宅に係る表示すべき事項等）					
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
				(略)	(略)					(略)	(略)
5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、4又は5）による。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、4又は5）による。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当た	等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量				この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当た	等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量

			りの一次エネルギー消費量（単位をMJ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。	等級4 等級1	が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている (略) その他
6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			りの一次エネルギー消費量（単位をMJ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。	等級4 等級1	が、基準省令第10条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている (略) その他
6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表2-1（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
個別性能に関すること	1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
5-2	一次エネルギー消費量の住宅又は	等級（1、3、4又は5）による	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度		

別表2-1（既存住宅に係る表示すべき事項等）

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
個別性能に関すること	1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)
5-2	一次エネルギー消費量の住宅又は	等級（1、3、4又は5）による	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度		

	と	費量等級	は共同住宅等	る。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(㎡・年)とする。）を併せて明示することができる。	等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている	と	費量等級	は共同住宅等	る。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／(㎡・年)とする。）を併せて明示することができる。	等級5	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第10条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
					等級4	(略)					等級4	(略)
					等級3	(略)					等級3	(略)
					等級1	その他					等級1	その他
6、7、9及び10(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6、7、9及び10(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)